Γ

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月7日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 新居浜市手数料条例 (平成12年条例第13号) の一部を次のように改正する。 別表第1中

開発行為の許可 1件につき (1) 主として自己の居住の用に供する住 宅の建築の用に供する目的で行う開発 行為 開発区域の面積が0.3ヘクタール 22,000円 未満 開発区域の面積が0.3~クタール 43,000円 以上0.6~クタール未満 開発区域の面積が0.6~クタール 89,000円 以上1ヘクタール未満 開発区域の面積が1ヘクタール以上 130,000円 3~クタール未満 開発区域の面積が3ヘクタール以上 170,000円 6ヘクタール未満 開発区域の面積が6ヘクタール以上 220,000円 10~クタール未満

上 (2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為			
の業務の用に供するものの建築又は自 己の業務の用に供する特定工作物の建 設の用に供する目的で行う開発行為			
己の業務の用に供する特定工作物の建 設の用に供する目的で行う開発行為			
設の用に供する目的で行う開発行為			
		20 000	
開発区域の面積が0.3ヘクタール		30,000円	
未満		0.5 0.00 H	
開発区域の面積が0.3ヘクタール		65,000円	
以上0.6~クタール未満			
開発区域の面積が0.6~クタール		120,000円	
以上1ヘクタール未満			
開発区域の面積が1ヘクタール以上		200,000円	
3~クタール未満			
開発区域の面積が3ヘクタール以上		280,000円	
6~クタール未満			
開発区域の面積が6ヘクタール以上		340,000円	
10ヘクタール未満			
開発区域の面積が10へクタール以		480,000円	
上			
(3) その他の開発行為			
開発区域の面積が0.3へクタール		130,000円	
未満			
開発区域の面積が0.3へクタール		190,000円	
以上0.6ヘクタール未満			
開発区域の面積が0.6~クタール		270,000円	
以上1ヘクタール未満			
開発区域の面積が1ヘクタール以上		390,000円	
3ヘクタール未満			
開発区域の面積が3へクタール以上		510,000円	
6ヘクタール未満			
開発区域の面積が6ヘクタール以上		680,000円	
10ヘクタール未満			
開発区域の面積が10ヘクタール以		870,000円	
上			
開発行為の変更許可	1 件につき	次に掲げる額を	
		合算した額。た	
		だし、その額が	
		870,000円	
		を超えるときは、	

	その手数料の額は	
	870,000円	
	とする。	
(1) 開発行為に関する設計の変更	開発区域の面積に	開発区域
((2)のみに該当する場合を除	応じ開発行為の許	面積が(2
⟨。)	可の項に規定する	に規定す
	額に10分の1を	変更を伴
	乗じて得た額	場合にあ
		ては変更
		の開発区
		の面積、
		発区域の
		小を伴う
		合にあっ
		は縮小後
		開発区域
		面積
(2) 新たな土地の開発区域への編入に係	新たに編入される	
る都市計画法(昭和43年法律第100	開発区域の面積に	
号)第30条第1項第1号から第4号	応じ開発行為の許	
までに掲げる事項の変更	可の項に規定する	
	額	
(3) その他の変更	10,000円	

」を

開発行為の許可	1 件につき		
(1) 主として自己の居住の用に供する住			
宅の建築の用に供する目的で行う開発			
行為			
開発区域の面積が0.3へクタール		22,000円	
未満			
開発区域の面積が0.3へクタール		45,000円	
以上0.6~クタール未満			
開発区域の面積が0.6~クタール		89,000円	
以上1ヘクタール未満			
開発区域の面積が1ヘクタール以上		130,000円	
3~クタール未満			
開発区域の面積が3へクタール以上		180,000円	
6ヘクタール未満			

Γ

開発区域の面積が6~クタール以上		230,000円	
10ヘクタール未満 開発区域の面積が10ヘクタール以		310,000円	
<u>E</u>			
(2) 主として住宅以外の建築物で自己の			
業務の用に供するものの建築又は自己			
の業務の用に供する特定工作物の建設			
の用に供する目的で行う開発行為		_	
開発区域の面積が0.3ヘクタール 未満		31,000円	
開発区域の面積が0.3ヘクタール		67,000円	
以上0.6ヘクタール未満			
開発区域の面積が0.6~クタール		120,000円	
以上1ヘクタール未満			
開発区域の面積が1ヘクタール以上		210,000円	
3ヘクタール未満		,	
開発区域の面積が3ヘクタール以上		280,000円	
6~クタール未満		,	
開発区域の面積が6ヘクタール以上		350,000円	
10ヘクタール未満		,	
開発区域の面積が10ヘクタール以		490,000円	
上		,	
(3) その他の開発行為			
開発区域の面積が0.3ヘクタール		130,000円	
未満			
開発区域の面積が0.3~クタール		200,000円	
以上0.6ヘクタール未満			
開発区域の面積が0.6~クタール		270,000円	
以上1~クタール未満			
開発区域の面積が1~クタール以上		400,000円	
3ヘクタール未満			
開発区域の面積が3へクタール以上		520,000円	
6 ヘクタール未満			
開発区域の面積が6ヘクタール以上		680,000円	
10ヘクタール未満			
開発区域の面積が10ヘクタール以		900,000円	
上			
開発行為の変更許可	1件につき	次に掲げる額を	
		合算した額。た	
		だし、その額が	
I	1		ı

(1) 開発行為に関する設計の変更 ((2) のみに該当する場合を除 く。)	900,000円 を超えるときは、 その手数料の額は 900,000円 とする。 開発区域の面積に 応じ項に別分の1を 類に10分の1を 乗じて得た額	面に変場てのの発小合は開が定をに変発積域伴あ小区で発行域件あ小区のうつ後域
(2)新たな土地の開発区域への編入に係	新たに編入される	面積
る都市計画法(昭和43年法律第100	開発区域の面積に	
号) 第30条第1項第1号から第4号	応じ開発行為の許	
までに掲げる事項の変更	可の項に規定する	
	額	
(3) その他の変更	10,000円	

」に、

Γ

優良宅地造成の認定	1件につき		
造成宅地の面積が0.1へクタール未満		86,000円	
造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上		130,000円	
0.3ヘクタール未満			
造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上		190,000円	
0.6~クタール未満			
造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上		270,000円	
1~クタール未満			
造成宅地の面積が1ヘクタール以上3へ		390,000円	
クタール未満			
造成宅地の面積が3~クタール以上6~		510,000円	
クタール未満			

造成宅地の面積が6ヘクタール以上10	680,000円	
ヘクタール未満		
造成宅地の面積が10ヘクタール以上	870,000円	

」を

Γ

In de de la M. D The	. 61.5
優良宅地造成の認定	1件につき
造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満	86,000円
造成宅地の面積が0.1~クタール以上	130,000円
0. 3ヘクタール未満	
造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上	200,000円
0.6~クタール未満	
造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上	270,000円
1~クタール未満	
造成宅地の面積が1ヘクタール以上3へ	400,000円
クタール未満	
造成宅地の面積が3へクタール以上6へ	520,000円
クタール未満	
造成宅地の面積が6ヘクタール以上10	680,000円
ヘクタール未満	
造成宅地の面積が10ヘクタール以上	900,000円

」に

改める。

第2条 新居浜市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

Γ

住民票の写しの交付(住民票の写しの広域	1通につき	300円	
交付を含む。)			
個人番号カードの再交付	1 枚につき	800円	

」を

Γ

住民票の写しの交付(住民票の写しの広域	1通につき	300円	
交付を含む。)			

」に

改める。

附則

この条例中第1条の規定は令和3年7月1日から、第2条の規定は同年9月1日から 施行する。

## 提案理由

開発行為の許可等に係る手数料の額を改定するため、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止するため、本案を提出する。